別表第十三注記表記載要領3中「注11」を「注15」に、「もって」を「もつて」に、「あっては」を「あつては」に改め、同表注記表記載要領6中「当たっては、以下の要領に従って」を「当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて」に改め、同表注記表記載要領6注1中「わたって」を「わたつて」に、「あって」を「あつて」に、「認められなくなった」を「認められなくなつた」に改め、同表注記表記載要領6注2前段を削り、同注後段中「変更」を「事項」に改め、同注⑤中「当たって」を「当たつて」に改め、同表注記表記載要領6注14中「注13」を「注17」に改め、同注を同表注記表記載要領6注18に、同表注記表中記載要領6注13を記載要領6注17に、同表注記表記載要領6注10中「（平成18年法務省令第13号）」を削り、「当たっては」を「当たつては」に改め、同注②中「執行役、会計参与又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改め、同注㉓の次に次のように加える。

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

別表第十三注記表中記載要領6注10を記載要領6注14に、同注の次に次のように加える。

注15　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

別表第十三注記表中記載要領6注9を記載要領6注13に、記載要領6注8を記載要領6注12に、同表注記表記載要領6注7中「伴って」を「伴つて」に、「行っていない」を「行つていない」に改め、同注を同表注記表記載要領6注11に、同表注記表記載要領6注4から記載要領6注6までを四つ繰り下げ、同表注記表記載要領6注3㈡中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注⑷中「執行役、会計参与又は監査役」を「監査役又は執行役」に改め、同注を同表注記表記載要領6注7に、同表注記表記載要領6注2の次に次のように加える。

注3　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

① 当該会計方針の変更の内容

② 当該会計方針の変更の理由

③ 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該表示方法の変更の内容

② 当該表示方法の変更の理由

注5　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該会計上の見積りの変更の内容

② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6　誤謬（ごびゅう）の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該誤謬の内容

② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の測量法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三九州地方整備局の項及び別表第七九州地方整備局の項管轄区域の欄中「鹿児島県黒之浜港南防波堤灯台から二一七度」を「鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から一九三度」に、「熊本県下須島尾埼まで引いた線、同島ビシャゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴埼まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰埼まで」を「熊本県築ノ島最東端まで引いた線、同地点から同県片島片島三角点まで引いた線、同地点から同県牛深大島灯台まで引いた線、同地点から同県天草下島魚貫埼まで引いた線、同県四季咲岬灯台から長崎県樺島最南端まで引いた線、同地点から同県野母埼まで」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十四条第一項の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表第六第一号から第三号の二までの表中「遠洋区域における航海」を「国土交通大臣が告示で定める国際航海」に改める。

別表第六第三号の表五級海技士（航海）試験の項の前に次のように加える。

六級海技士（航海）試験	十二以上	総トン数五トン以上の船舶	八月以上	実習又は船舶の運航